

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九十号により指定した土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壤汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市神明町二丁目千六百二十七番一の一部、千八百八十八番六の一部及び五千五百十四番一の一部）

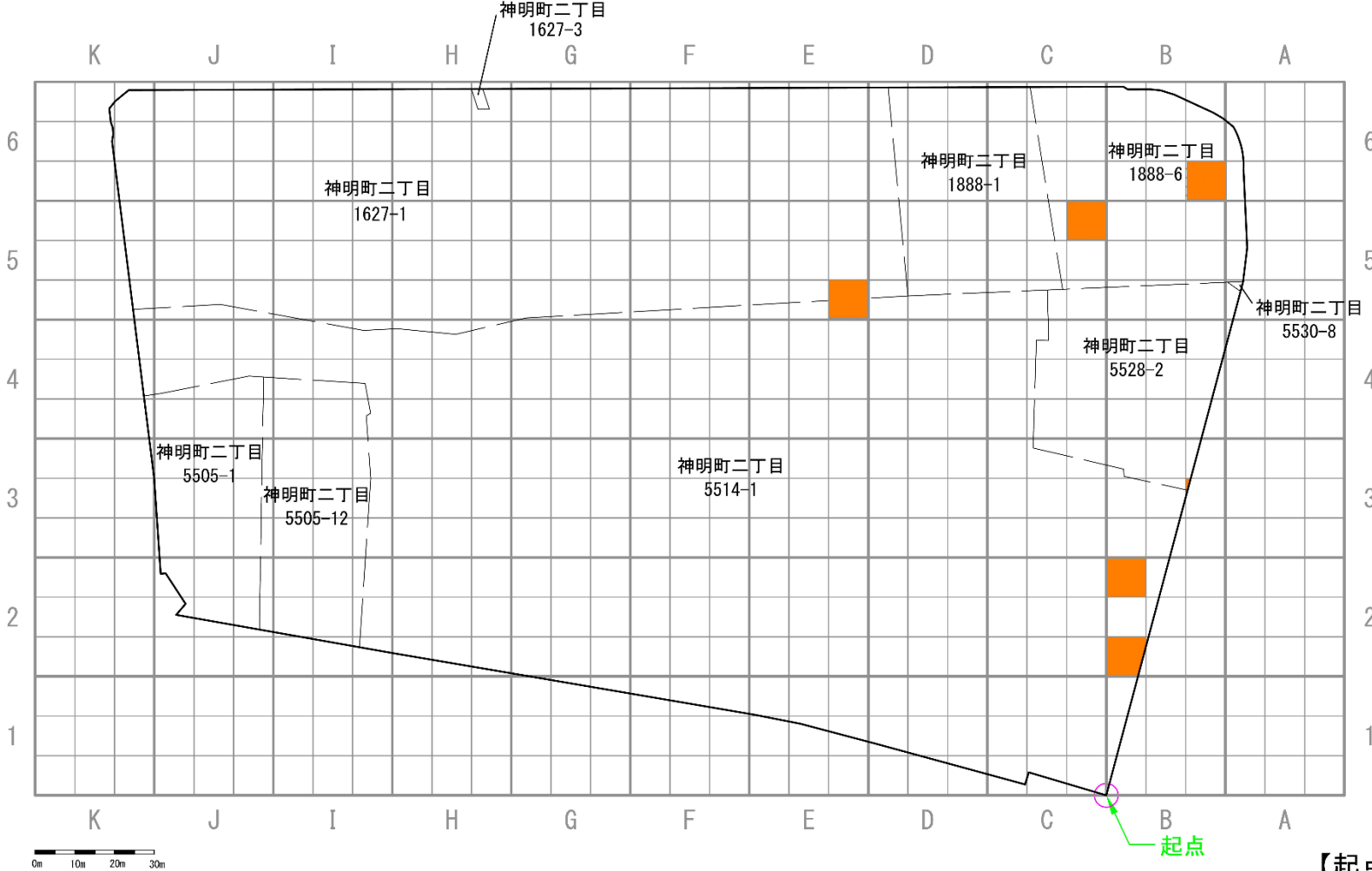
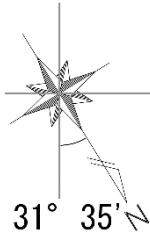
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講じられた指示措置等

基準不適合土壤の掘削による除去及び原位置浄化

別図



■ : 要措置区域の
指定を解除する区画

【起点】 神明町二丁目
5514-1の最北端とした。

【格子の回転角度】 31° 35'